

Q

当社は現在、有限会社ですが、対外的な信用の向上を期待して株式会社に組織を変更しようと考えています。新会社法では、有限会社に準じた会社運営が可能な「株式譲渡制限会社」という組織があるそうですが詳しく教えて下さい。

A

1. 株式譲渡制限会社とは

新会社法では、有限会社制度を廃止して株式会社制度に一本化しましたが、「株式譲渡制限会社」においては、株式会社でありながら従来の有限会社に準じた簡易な規制を選択することが可能になりました。

株式譲渡制限会社とは、以下のような方法で株式の譲渡を制限している株式会社です。

- ①すべての株式について譲渡制限
種類株式を用いて一部の株式のみ譲渡制限している場合は、株式譲渡制限会社に該当しません。
- ②譲渡には会社の承認が必要
原則として取締役会における承認を指しますが、定款で別段の定めを置くことも可能です。また、株式譲渡制限会社では取締役会を設置しないことも可能なので、その場合の承認機関は原則として株主総会となります。
- ③譲渡制限の定めを定款に規定
株式の譲渡制限の定めを定款に置くためには、株主総会の特殊決議（議決権を有する株主の半数以上、かつ当該株主の議決権の2/3以上の賛成）が必要となります。

2. 株式譲渡制限会社の特徴

(1) 簡易な機関設計

新会社法では機関設計が柔軟化されましたが、特に株式譲渡制限会社では、取締役を一人だけにすることも可能になるなど簡易な機関設計が認められています。

中小株式会社の機関設計のパターンには次表のようなものがありますが、従来の中小株式会社の機関設計の基本は⑦でした。

①	株主総会	取締役				株式譲渡制限会社のみ可能
②	株主総会	取締役		監査役		
③	株主総会	取締役		監査役	会計監査人	
④	株主総会	取締役			会計参与	
⑤	株主総会	取締役		監査役	会計参与	
⑥	株主総会		取締役会		会計参与	
⑦	株主総会		取締役会	監査役		
⑧	株主総会		取締役会	監査役	会計参与	
⑨	株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	
⑩	株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	

株式譲渡制限会社は、①のパターンのように、株主総会と、取締役1人のみというシンプルな機関設計も可能となったほかに、取締役が1人（又は2人）であれば①～⑥のように取締役

会（3人以上）は不要、①・④・⑥のように監査役を置かないことも可能です。（「会計参与」や会計監査人は必要に応じて設置可能。）

経営相談事例



（注）「会計参与」は、取締役と共同で決算書の作成・説明・開示等を行う会社内部の機関で、税理士・公認会計士等の会計専門家で構成します。主に会計監査人が設置されない中小企業において会計参与が設置されることによって、決算書の信頼性の向上を図ることが期待されます。

株式譲渡制限会社では、これまで取締役会で決定していた事項について、株主総会で決議することが可能になります。このため、株主総会の決議事項が拡大されるとともに、その招集手続が簡素化されます。

(2) 議決権・配当等について、株主ごとに異なる取り扱いが可能

株式譲渡制限会社においては、株主総会の特殊決議により、議決権や配当について株主ごとに異なる取扱いを定款に定めることができます。

例えば、以下のようなことが可能です。

- ①議決権の行使について、株式の数によるのではなく1人1議決権とする。
- ②配当や残余財産の分配について、株式の数によらず株主の頭割りで分配する。

(3) 議決権制限株式の発行限度が撤廃

株式譲渡制限会社においては、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の1/2までしか発行できないとされていた発行限度が撤廃され、議決権制限株式の活用の幅が広がりました。

(4) 役員任期の延長

役員の任期は、取締役2年・監査役4年が原則ですが、株式譲渡制限会社においては、定款で定めれば、それぞれ最大10年まで延長が可能です。

3. 有限会社から株式会社への移行

有限会社そのまま存続すれば、取締役や監査役の任期の制限がない、決算公告の義務がない、商号変更に伴うコストが不要である等のメリットを享受できます。株式会社に変更すれば、対外的信用の向上が期待できるほか、会計監査人や会計参与といった機関を設置できる等のメリットがあります。株式会社への変更は、名称問題だけではなく、総合的に判断する必要があります。

既存の有限会社は、会社法上では正式には「特例有限会社」呼ばれ「株式会社」の一種となっています。

この特例有限会社から通常の株式会社へ移行するためには、次のような手続きが必要になります。

- ①商号を「株式会社」に定款変更する株主総会決議
- ②「特例有限会社」についての解散登記
- ③商号変更後の「株式会社」についての設立登記